

◎幼保連携型認定こども園認可基準(案)

【事務局案・関係者と未調整】

条項	概要	従うor参酌
第A章 総則		
第A-1条	趣旨(従うべき基準、それ以外の基準を規定)	—
第A-2条	最低基準の目的	—
第A-3条	最低基準の向上	—
第A-4条	最低基準と幼保連携型認定こども園	—
第B章 学級の編制及び職員に関する基準		
第B-1条	学級の編制の基準	従う
第B-2条	職員(①保育教諭等・調理員の必置、②保育教諭等の兼任等、③員数、④の例外) 職員(④他の学校等との兼職可、⑤副園長・教頭、養護教諭等の設置の努力義務)	従う ----- 参酌
第C章 設備に関する基準		
第C-1条	設備の一般的要件	従う
第C-2条	園舎及び園庭(①園舎・園庭の必置、②園舎面積、③園庭面積、④原則同一敷地内又は隣接地への設置)	従う
第C-3条	園舎に備えるべき設備(①職員室、保育室等各設備の設置、②保育室の数、③外搬の場合の調理設備、④小規模園の調理設備(P)、⑤飲料水用設備、⑥保育室・遊戯室・ほふく室・乳児室の面積、⑧園舎は二階建て以下原則、⑨保育室等の設置階) 園舎に備えるべき設備(⑦放送聴取設備、映写設備等の設置努力義務)	従う ----- 参酌
第C-4条	園具及び教具	参酌
第C-5条	他の施設及び設備の使用(他の学校等との施設・設備の兼用可) ----- 他の施設及び設備の使用(保育室等の共用の禁止)	参酌 ----- 従う
第D章 運営に関する基準		
第D-1条	教育及び保育を行う期間及び時間(①教育週数、②教育時間) ----- 教育及び保育を行う時間及び期間(③教育・保育時間)	従う ----- 参酌
第D-2条	食事の提供(①保育を必要とする園児への原則自園調理による食事提供義務、②①の園児以外の園児へ食事提供可、③献立等への配慮) ----- 食事の提供(④食育の達成目標)	従う ----- 参酌
第D-3条	食事の提供方法の特例	従う
第D-4条	子育て支援事業の内容	参酌
第D-5条	(認定こども園である旨の)揭示	参酌
第D-6条	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用 ----- 人格の尊重 ----- 地域との連携等 ----- 職員の資質向上、研修機会の確保 ----- 差別的取扱いの禁止 ----- 虐待等の禁止 ----- 懲戒に係る権限の濫用禁止 ----- 秘密保持等 ----- 苦情への対応 ----- 家庭との連絡	参酌 ----- 参酌 ----- 参酌 ----- 従う ----- 従う ----- 従う ----- 従う ----- 参酌 ----- 参酌
附則		
●施行期日		—
●みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置		従う
●既存施設からの移行特例		従う

【規定ぶり・規定位置は未定稿・現時点版であり、今後大幅に変更が
ありうる。】

内閣府
○文部科学省令第 号
厚生労働省

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する
法律（平成十八年法律第七十七号）第十三条第二項の規定に基づき、幼
保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
を次のように定める。

平成二十六年 月 日

内閣総理大臣 ○○ ○○
文部科学大臣 ○○ ○○
厚生労働大臣 ○○ ○○

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関
する基準

目次

- 第A章 総則（第A1条—第A4条）
- 第B章 学級の編制及び職員に関する基準（第B1条—第B2条）
- 第C章 設備に関する基準（第C1条—第C5条）
- 第D章 運営に関する基準（第D1条—第D6条）
- 附則

第A章 総則 （趣旨）

第A1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進
に関する法律（以下「法」という。）第十三条第二項の主務省令で定
める基準（以下「設備運営等基準」という。）は、次の各号に掲げる
基準に依り、当該各号に定める規定による基準とする。

- 一 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項
について都道府県（指定都市等（同条第一項に規定する指定都市等
をいう。以下同じ。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園
（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等。
以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第○条、第
○条、第○条、第○条、第○条、第○条、第○条、第○条、・・・
- 二 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項
について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第○条
、第○条、第○条、第○条、第○条、第○条、第○条、第○条、・
・・
- 三 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項
について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第○条

、第〇条、第〇条、第〇条、第〇条、第〇条、第〇条、第〇条、
・
・

四 法第十三条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この命令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

(最低基準の目的)

第A2条 法第十三条の規定により都道府県が条例を定める基準（以下「最低基準」という。）は、法第二条第七項の目的を達成するために必要な環境が確保されていることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第A3条 都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等の長。）は、その管理に属する法第二十五条に規定する幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、最低基準を超えて、その学級の編制、職員、設備及び運営の水準を向上させるように勧告することができる。

2 都道府県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と幼保連携型認定こども園)

第A4条 幼保連携型認定こども園の設置者は、最低基準を超えて、常に、その学級の編制、職員、設備及び運営の水準を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、学級を編制し、職員を配置し、設備を有し、又は運営をしている幼保連携型認定こども園においては、最低基準を理由として、それらの水準を低下させてはならない。

第B章 学級の編制及び職員に関する基準

(学級の編制の基準)

第B1条 満三歳以上の園児（法第十四条第六項に規定する園児をいう。以下同じ。）については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 一学級の園児数は、三十五人以下を原則とする。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

(職員)

第B2条 幼保連携型認定こども園には、園長のほか、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）及び調理員を一人以上置かなければならない。ただし、第D3条の規定により、調理業務の全部を委託するときは、この限りでない。

- 2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。
- 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、別表に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下回ってはならない。
- 4 幼保連携型認定こども園に置く職員の一部は、必要に応じ他の学校又は社会福祉施設の職員と兼ねることができる。ただし、園児の教育及び保育に直接従事する職員については、当該教育及び保育を行う上で支障がないと認められる場合に限る。
- 5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。
 - 一 副園長又は教頭
 - 二 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
 - 三 事務職員

第C章 設備に関する基準

（設備の一般的要件）

第C1条 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、園児の通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

（園舎及び園庭）

第C2条 幼保連携型認定こども園には、次項及び第三項の定めるところにより、園舎及び園庭を備えなければならない。

- 2 園舎の面積は、次に掲げる面積を合計した面積以上とする。
 - 一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学 級 数	面 積（平方メートル）
一学級	180
二学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

- 二 満三歳未満の園児数に応じ、その保育の用に供する保育室、遊戯室、ほふく室又は乳児室の面積として第C3条第六項の規定により計算した面積

- 3 園庭の面積は、次に掲げる面積を合計した面積以上とする。
 - 一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積
 - イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学 級 数	面 積（平方メートル）
二学級	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$

三学級以上 | $400+80 \times (\text{学級数}-3)$ |

- 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積
- 二 三・三平方メートルに満二歳以上満三歳未満の園児数を乗じて得た面積

4 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

(園舎に備えるべき設備)

第C3条 園舎には、次に掲げる設備（第四号に掲げる設備については、満二歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

- 一 職員室
- 二 保育室
- 三 遊戯室
- 四 ほふく室又は乳児室
- 五 保健室
- 六 調理室
- 七 便所
- 八 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

2 保育室（満三歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下ってはならない。

3 満三歳以上の園児に対する食事の提供について、第D3条に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園は、第一項第六号の規定にかかわらず、調理室を設置しないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

4 園児に対する食事の提供について、通常食事の提供をするべき園児数が二十人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供をするべき園児数に応じて行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。

6 第一項第二号から第四号までの設備の面積は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める方法により計算した面積以上でなければならない。

- 一 保育室又は遊戯室 満二歳以上の園児一人につき一・九八平方メートル

- 二 ほふく室 満二歳未満の園児のうち、ほふくする子ども一人につき三・三平方メートル
 - 三 乳児室 満二歳未満の園児のうち、ほふくしないもの一人につき一・六五平方メートル
- 7 第一項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる施設を備えるよう努めなければならない。
- 一 放送聴取設備
 - 二 映写設備
 - 三 水遊び場
 - 四 園児清浄用設備
 - 五 図書室
 - 六 会議室
- 8 園舎は、二階建て以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、三階建て以上とすることができる。
- 9 保育室、遊戯室、ほふく室、乳児室又は便所（以下この項及び第C5条において「保育室等」という。）は一階に設けるものとする。ただし、第一号から第三号までに掲げる要件を満たすときは二階に、前項ただし書の規定により園舎を三階建て以上とする場合であって、第二号から第七号までに掲げる要件を満たすときは、三階以上の階に設けることができる。この場合において、三階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満三歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。
- 一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物であること。
 - 二 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること

階	区 分	設 備
二階	常 用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同

		<p>条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。)</p> <p>2 待避上有効なバルコニー</p> <p>3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>4 屋外階段</p>
三階	常用	<p>1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 屋外階段</p>
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。)</p> <p>2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>3 屋外階段</p>
四階以上の階	常用	<p>1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段</p>
	避難用	<p>建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段</p>

三 保育室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に園児の転落を防止する設備が設けられていること。

四 第二号の表に定める設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下であること。

- 五 調理室（火気を使用するものに限り、次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。）の部分とそれ以外の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。
- イ スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
- ロ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するため必要な措置が講じられていること。
- 六 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- 七 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- 八 備え付けられたカーテン、敷物、建具等で可燃性のものに防火処理が施されていること。

（園具及び教具）

第C4条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児の数に応じ、教育及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

（他の施設及び設備の使用）

第C5条 幼保連携型認定こども園は、特別の事情があり、かつ、教育及び保育上並びに安全上支障がない場合は、他の学校、社会福祉施設等の施設及び設備を使用することができる。ただし、当該幼保連携型認定こども園が当該設備を保育室等として共用することについては、この限りでない。

第D章 運営に関する基準

（教育及び保育を行う期間及び時間）

第D1条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- 一 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、三十九週を下ってはならない。
- 二 教育に係る標準的な一日当たりの時間（第三号において「教育時間」という。）は、四時間であること。ただし、園児の発達の程度、地域の実態、季節等に適切に配慮するものとする。
- 三 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の

標準的な一日当たりの時間（満三歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、前号に規定する教育時間を含む。）は、八時間とすること。

（食事の提供）

第D2条 幼保連携型認定こども園は、原則として、保育を必要とする子どもに該当する園児に対し、あらかじめ作成された献立に従って、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法（第C5条の規定により、当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により、食事の提供を行わなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、前項の園児以外の園児に対し、同項に定める方法により、食事の提供を行うことができる。

3 食事の献立は、できる限り、変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならず、食品の種類及び調理方法は、栄養並びに園児の身体的状況及びし好を考慮したものでなければならない。

4 幼保連携型認定こども園において園児に食事を提供するに当たっては、法第九条各号に掲げる目標との調和を図りつつ、健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

（食事の提供方法の特例）

第D3条 次に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園は、前条第一項の規定にかかわらず、満三歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。

一 当該食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

二 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の主幹栄養教諭、栄養教諭又は栄養士により、食事の献立等について栄養の観点からの指導その他必要な配慮がなされること。

三 調理業務の受託者を、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

四 園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

五 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

（子育て支援事業の内容）

第D4条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

(掲示)

第D5条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨を掲示しなければならない。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用)

第D6条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和三十二年厚生省令第六十三号）第五条第一項及び第二項、第七条の二、第九条から第九条の三まで、第十四条の二、第十四条の三第一項、第三項及び第四項並びに第三十六条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五条第一項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児（以下単に「園児」という。）
第五条第二項	児童	園児
第九条	入所した者	園児
	入所している者	園児
第九条の二	入所中の児童	園児
	当該児童	当該園児
第九条の三	児童福祉施設の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四

		条第一項に規定する園長（以下単に「園長」という。）
	入所中の児童等（法第三十三条の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）	園児
第十四条の二	利用者	園児
第十四条の三第一項	援助	教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援
	入所している者	園児
第十四条の三第三項	援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施に係る都道府県又は市町村	教育及び保育並びに子育ての支援について、都道府県（指定都市等（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十三条第一項に規定する指定都市等をいう。以下同じ。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等。）
第三十六条	保育所の長	園長
	常に入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第

六十六号。以下「一部改正法」という。)の施行の日から施行する。
【以下、附則の規定については検討中】

別表（第B2条関係）【具体的な職員配置基準については、公定価格の
議論において検討中】

園児の区分		員 数
一 満三歳以上の園児	満四歳以上の園児	おおむね三十人につき一人
	満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね二十人につき一人
二 満一歳以上満三歳未満の園児		おおむね六人につき一人
三 満一歳未満の園児		おおむね三人につき一人
備考		
一 この表に定める員数は、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。		
二 この表に定める員数は、同表の上欄の園児の区分ごとに下欄の園児数に應じ定める数を合計した数とする。		
三 この表第一号に係る員数が学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。		
四 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を一人増加するものとする。		